

様

独立行政法人日本学術振興会
理事長 杉野 剛
(公印省略)

令和7(2025)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)
(研究成果公開促進費)の交付内定について(通知)

独立行政法人日本学術振興会(以下「日本学術振興会」という。)が交付を行う令和7(2025)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)のうち、研究成果公開促進費「データベース」の事業課題については、下記のとおり交付内定をしましたので通知します。
については、補助金の交付を希望する場合には、下記の関係書類を提出してください。

記

I 交付内定課題

種 目 名 : データベース ()

課 題 番 号 :

事業課題名称 :

交付予定額	:	令和 7 (2025)年度	金	円
		令和 8 (2026)年度	金	円
		令和 9 (2027)年度	金	円
		令和10 (2028)年度	金	円
		令和11 (2029)年度	金	円

※ 令和8(2026)年度以降への継続が内約されていない場合は、各年度の公募要領に基づき、改めて応募することは差し支えありません。

Ⅱ 提出書類及び提出期限

別紙3「令和7(2025)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)「データベース」の補助事業を遂行するに当たっての留意事項及び関係書類の提出について」の内容を確認した上で、下記の提出書類を取りまとめ、日本学術振興会に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	提出期限
(1) 必ず提出する書類	
① 交付申請書（様式 A-52）	4 月 2 2 日（火）
② 交付請求書（様式 A-54-2）	
③ 振込銀行口座届（様式 A-55）	
④ 代表者の本人確認書類等（個人、研究者グループ等の場合）※ 1	
⑤ 団体情報等確認書類（学会・学術団体等の場合）※ 2	
(2) 必要に応じ提出する書類	
⑥ 見積書（様式 A-53-5）※ 3	4 月 1 5 日（火）
⑦ 代表者の転入報告書（様式 A-58）	
⑧ 交付内定後の代表者交替等願（様式 A-59-2）	

※1 本人確認書類については、下記の書類を科研費電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)にて提出してください。

1) 代表者の本人確認書類

次のうちいずれか1点以上を提出してください。ただし、マイナンバーが記載されている書類は添付書類として受け付けることができません。

- ・運転免許証又は運転経歴証明書(コピー)
- ・旅券(パスポート)(顔写真のあるページ)(コピー)
- ・健康保険証(氏名・生年月日・住所が記載されているページ。カードタイプの場合は表裏両面。保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)(コピー)
- ・住民票の写し(発行日より3か月以内のもの)
- ・戸籍抄本(旧姓で登録する場合)(発行日より3か月以内のもの)

2) 通帳のコピー(表紙、1ページ、残高が確認できる頁)

※2 団体情報確認書類について下記の書類を提出してください。

① 法人の場合

- 1) 履歴事項全部証明書(発行日より3か月以内のもの)
- 2) 通帳のコピー(表紙、1ページ、残高が確認できる頁)

② 任意団体(上記①以外の法人格の無い団体)の場合

任意団体の場合は以下の全てが必要です。

1) 代表者の本人確認書類

※1の書類のいずれか1点以上。ただし、マイナンバーが記載されている書類は添付書類として受け付けることができません。

2) 任意団体の確認書類

次のイ)及びロ)がわかる書類。同一の書類で確認できない場合は、イ)及びロ)について、以下の例のような書類をそれぞれ1点以上提出すること。

イ) 任意団体が現在、活動状態であること

ロ) 任意団体の事務局等の現住所

以下、書類の例

- ・日本学術会議協力学術研究団体の場合は指定されていることがわかる直近の書類
- ・任意団体の規約、会則等
- ・任意団体宛に官公庁から発行(発給)された書類(コピー)
- ・任意団体宛の郵便物の写し

- ・団体のホームページ
- 3)通帳のコピー（表紙、1 頁目、残高が確認できる頁）

※3 「見積書」については、別紙1「交付申請に係る事務手続等について」を参照してください。

Ⅲ 提出方法

電子申請システムにより日本学術振興会へ提出してください。（別紙2参照）。

なお、上表のうち、④、⑤及び⑥については電子申請システム上にて①を作成する際に提出してください。⑦及び⑧については、様式を日本学術振興会のホームページよりダウンロードの上、作成した様式を電子申請システムにてアップロードして提出してください。

<様式掲載 URL>

https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/koufu_dl.html

※印刷物の郵送による提出は不要です。

交付申請書、交付請求書の作成及び確認に当たっては、同ホームページにおいて、「記入例・作成上の注意」を掲載していますのでご活用ください。

Ⅳ 問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 研究助成第二係

TEL 03-3263-0164

Ⅴ その他留意事項

1. 内定された課題について、提出期限までに前頁Ⅱの提出がない場合は、交付決定を行いません。

2. 前頁Ⅰに記載している次年度以降の「交付予定額」については、取組の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定通知に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

（参考）交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

- 継続の事業課題について、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程17号）第5条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」となった場合

3. 代表者は、日本国内に居住する必要があります。

4. 交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動等の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」について、代表者に確認を求めています。この確認事項において、代表者が既に研究倫理教育の受講等を行ったこと、日本学術会議の声明「科学者の行動規範—改訂版—」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。代表者が補助金の交付を希望する場合は、全ての事項を十分確認の上、交付申請書等を提出してください。

＜研究倫理教育教材＞

○『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会（PDF）

○研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）

※ 上記のうち、どちらか一方を選択し、通読・履修してください。

＜研究倫理教育教材掲載ページ＞

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

5. 「交付申請書」の作成に当たっては、先に提出済みの計画調書の内容及び令和 7（2025）年度の「交付予定額」を踏まえ、取組の実態に即して妥当な変更を行うことは差し支えありません。また、交付申請に際し、別紙 3 に記載している費目以外への支出はできません。

なお、通知した「交付予定額」では応募時の計画調書に記載した補助事業の規模を縮小せざるを得ない場合、又は計画の遂行が不可能となる場合には、交付申請を辞退してください。

6. 本通知文（各様式を含む。）は日本学術振興会ホームページ（<https://www.jsps.go.jp/j-grants/inaid/index.html>）において公開します。なお、各様式については、同ホームページからダウンロードして作成してください。

7. 新規の課題については本通知日以降、継続の課題については 4 月 1 日から、それぞれ補助事業を開始し、必要な契約等を行って差し支えありません。必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は立て替えて補助金受領後に精算してください。

8. 交付請求額が 300 万円以上となる場合には、前期分（4 月～9 月）、後期分（10 月～3 月）に分けて送金しますので、交付請求書には前期分と後期分の内訳を記載してください。ただし、交付請求額が 300 万円未満の課題については前期に一括して送金します。なお、前期分は 7 月頃、後期分は 10 月頃に送金を行う予定です。

9. 交付申請書等に含まれる個人情報、科学研究費助成事業の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

10. 平成 29 年 2 月 17 日付けで文部科学省より参考 1 の通知が発出されています。ついては、国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の主文 11 に該当する可能性がある場合には、前項Ⅳに報告してください。

11. 本事業の実施に係る透明性の確保のために、学術団体等において必要な情報（代表者等の研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金等に関する情報、資金以外の施設・整備等による支援に関する情報を含む）が代表者等から適切に共有されるよう取り扱ってください。

※参考：

【競争的研究費の適正な執行に関する指針（令和 3 年 12 月 17 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）】

URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/shishin.pdf>

【研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）】

URL：https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity/integrity_housin.pdf

【研究インテグリティに関する検討（内閣府 HP）】

URL：<https://www8.cao.go.jp/cstp/kokusaiteki/integrity.html>

12. 代表者等が外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づき規制されている技術の取扱いを予定している場合には、当該法律や所属学術団体等の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することが必要です。学術団体等は、当該事務を適切に行うために必要な体制を整備してください。（参考 2 参照）。

Ⅵ 令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）の交付内定・交付決定等の日程（予定）

種 目	研究成果公開促進費
交付内定の時期	4 月 1 日
交付決定の時期	6 月下旬
補助金送金の時期	交付決定のおおむね 2 ～ 3 週間後

（添付書類）

別紙 1 「交付申請にかかる事務手続等について」

別紙 2 「電子申請システムを利用した交付申請について」

別紙 3 「令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）「データベース」の補助事業を遂行するに当たっての留意事項及び関係書類の提出について」

別紙 4 「「データベース」補助条件（令和 7 (2025) 年度）」（予定）

別紙 5 「令和 7 (2025) 年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について」

参考 1 「国際連合安全保障理事会決議第 2 3 2 1 号の厳格な実施について（依頼）」（平成 2 9 年 2 月 1 7 日付け 文部科学省大臣官房国際課長通知）

参考 2 「外為法の遵守徹底及び安全保障貿易管理に係る体制整備について」（経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課）